

1. 研 究

(1) プロジェクト研究

研 究 課 題	研究期間	研究代表者
1) 養護学校等における自閉症を併せ有する幼児児童生徒の特性に応じた教育的支援に関する研究－知的障害養護学校における指導内容, 指導法, 環境整備を中心に－	15～17年度	小 塩 允 護 (知的障害教育研究部長)
2) 小中学校に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒の指導および支援体制に関する研究	15～17年度	渥 美 義 賢 (情緒障害教育研究部長)
3) 特殊教育諸学校の地域におけるセンター的機能に関する開発的研究	13～15年度	滝 坂 信 一 (肢体不自由教育研究部室長)
4) 21世紀の特殊教育に対応した教育課程の望ましいあり方に関する基礎的研究	13～15年度	穴 戸 和 成 (聴覚・言語障害教育研究部長)
5) 弱視児の視覚特性を踏まえた拡大教材に関する調査研究－弱視用拡大教材作成に関する開発及び支援について－	14～15年度	千 田 耕 基 (視覚障害教育研究部長)
6) 盲・聾・養護学校における新学習指導要領のもとでの教育活動に関する実際的研究－自立活動を中心に－	12～15年度	後 上 鐵 夫 (重複障害教育研究部長)
7) マルチメディアを用いた特殊教育に関する総合的情報システムの研究開発	13～15年度	中 村 均 (情報教育研究部長)

● 研究の概要

1) 養護学校等における自閉症を併せ有する幼児児童生徒の特性に応じた教育的支援に関する研究

－知的障害養護学校における指導内容、指導法、環境整備を中心に－

(研究の趣旨及び目的)

養護学校等に在籍する幼児児童生徒のなかには、それぞれの障害種別とともに自閉症を併せ有するものが増えていく傾向にあるといわれる。とくに知的障害養護学校においてはその傾向が顕著に認められる。これらの自閉症を併せ有する幼児児童生徒の教育に関しては、教育課程、指導法、環境整備など多くの課題があり、個々の学校でその対応に苦慮している。

これまでに自閉症に特化した研究から、その障害特性に応じた指導法や環境整備については成果が蓄積されつつあるので、本研究ではそれらの成果を踏まえ、養護学校等、特に知的障害養護学校における障害種別に応じた固有な指導に加えて自閉症を併せ有する幼児児童生徒の特性に応じた適切な教育課程や指導法、環境整備の在り方などについて検討する。

(研究全体の概要)

- ① 自閉症教育の研究に関し、既に成果の出ている課題、研究中の課題、取り組まれていない課題等を整理するとともに、既に得られている成果を基に手引き書などを作成する。
- ② 国内、特に知的障害養護学校における自閉症の特性に応じた教育課程開発研究を展望し、知的障害とは異なる特性に応じた指導内容を整理する。
- ③ 国内の学術雑誌に掲載された自閉症教育に関する論文（1990年以降）を展望し、①及び②と合わせて自閉症教育という分野における研究マップを作る。
- ④ 研究協力校における自閉症に特化した学級の指導実践について、指導内容・方法及び対象児の変化を追跡記録し、有効な指導内容・方法の要素を検討し、研究成果を基に、指導内容、指導方法、環境整備の観点から仮説的な指導パッケージを試作、検証する。
- ⑤ 強度行動障害への対応について研究展望し、学校で可能な対応策などについて手引き書をまとめる。

2) 小中学校に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒の指導および支援体制に関する研究

(研究の趣旨及び目的)

LD・ADHD・高機能自閉児など通常の学級において特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒への学校としての組織的な支援体制の整備が強く求められている。

本研究所においても、プロジェクト研究などで、特別な支援を必要とする幼児児童生徒への実際的な教育的支援について多角的に検討してきたところである。

本研究においては、その趣旨をさらに発展させ、緊喫の課題となっているLD・ADHD・高機能自閉などのために学校生活に課題を有する児童生徒への小中学校としての組織的な支援体制について、とくにこれまでの「通級による指導」などから得られた成果の有効な活用および特別な配慮や指導を必要とする幼児児童生徒と共に一般児童にとっても意義のある学級運営や教員のあり方などにも視点をあてて総合的に研究をすすめる。

(研究全体の概要)

- ① LD・ADHD・高機能自閉症児の指導内容・方法に関して国内外に文献・資料を収集整理し、効果的な指導法について分かりやすくまとめる。
- ② 全国の都道府県におけるモデル事業の進展状況について、アンケート調査等により実態を把握する。また、モデル事業と密接な連携をして、特別支援コーディネーターや校内委員会の在り方について相互に実際的な情報交換を行い、その充実を図る。
- ③ LD・ADHD・高機能自閉症の判断基準を明確にし、判断や評価の方法についても明らかにするとともに、実際に使用して適切さと利用のしやすさについて評価し、指導方法、判断基準や評価の仕方、校内委員会やコーディネーターの機能について解説書を作成する。

3) 特殊教育諸学校の地域におけるセンター的機能に関する開発的研究

(研究の趣旨及び目的)

平成10年の中央教育審議会答申以来、特殊教育諸学校が単に校内において在籍する児童生徒の教育を行うだけでなく、これまで蓄積してきた特殊教育に関するノウハウを活かし地域において障害のある子どもの教育に関するセンター的な役割を担う機能を整備する必要性が指摘されてきた。そしてそれは、新学習指導要領に記述されることになった。本研究では、センター的機能をどのようにとらえ具体的な展開をしたらよいかについて開発的な研究を行う。

(研究全体の概要)

- (1) 現在ある障害のある子どもに関する社会資源について整理する。
- (2) 特殊教育諸学校がノウハウとして持ち、提供できる内容について整理する。
- (3) 障害のある子ども、保護者や家族のもつ支援ニーズを整理する。
- (4) 「センター的機能」を実施する学校内システム、職員配置の検討。
- (5) 他の社会資源とのネットワークをどのように構築したらよいかについて検討する。
- (6) 特殊教育諸学校が「センター的機能」をもつための要件を検討・整理する。

4) 21世紀の特殊教育に対応した教育課程の望ましいあり方に関する基礎的研究

(研究の趣旨及び目的)

特殊教育諸学校や特殊学級においては、新学習指導要領等の趣旨を踏まえ創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開することが求められている。特に、今回の改訂によって導入された総合的な学習の時間や自立活動をどのように意義付け、どのように実施し、その定着を図っていくかが教育課程編成上の課題となっている。

ところで現在、特殊教育諸学校の教育課程は、基本的には、幼稚部については幼稚園に準じた領域と自立活動で、また、小学部・中学部・高等部については、小学校・中学校・高等学校に準じた各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間に加えて自立活動で編成されている。さらに、特殊学級についても、特に必要がある場合には、盲・聾・養護学校小学部・中学部学習指導要領を参考として、特別の教育課程を編成することができることとされている。しかし、どのように準じるのか、どのような特別の教育課程が望

ましいのかについては、教育関係者の間で種々論議がなされてきているところである。このことについては、また、各学校・学級が障害のある子どもの「生きる力」をどのようにとらえて教育を進めていくかということとも大きく関係していると思われる。

このような状況を踏まえるとき、学校教育の目的・役割は何かということを念頭におきながら、改めて特殊教育における教育課程の基本的あり方を整理するとともに、どのような教育内容をいかに編成し、提供していくことが望ましいかについて再検討することが必要である。

(研究全体の概要)

- ① 全国の特殊教育諸学校の一定数をサンプリングし、調査（郵送によるアンケート調査及び訪問調査）を行い、各学校における教育課程編成の基本的方針、編成・実施の現状（個別の指導計画、交流教育を含む）と課題を探る。
- ② ①の調査をもとに、特殊教育の目的・役割がどのようにとらえられているか（教育観・障害者観）を探るとともに、障害のある子どもの「生きる力」についての理解の現状を整理する。
- ③ ①、②の研究を通じ、特殊教育における評価のあり方について、今後のあるべき方向性を探る。

5) 弱視児の視覚特性を踏まえた拡大教材に関する調査研究

－弱視用拡大教材作成に関する開発及び支援について－

(研究の趣旨及び目的)

弱視児の教育を進めるにあたっては、弱視児童生徒一人一人の見え方の違いを、教育的観点から評価するとともに、その見え方に適した教材・教具等を準備することが必要である。また、制限されている生理的視覚情報が改善されなくても、的確な予測能力を働かせて判断することができるような環境を整え、弱視児の視覚機能の向上を図るような認知能力を培うことも大切である。

近年、情報技術の発達により、弱視児を取り巻く学習環境も急速に変化してきている。弱視レンズや弱視用拡大テレビ等の視覚補助具類の機器類の開発と多様化、弱視児にも使えるコンピュータ等の開発・普及等もその一つであろう。しかし、とりわけ弱視児にとっては、これらの支援機器を活用するにあたっては、教材そのものを直接そして楽に視認できることが教育効果を高める要因の一つである。

そこで、個々の弱視児に適した学習環境の条件設定、特に視認しやすい教科書や教材等の開発及びその活用法など、弱視児の保有する能力を伸ばすための指導法や支援方法を開発することが必要である。特に、認知しやすい拡大教材の条件を明らかにし、拡大教材制作の方法及びそれらを活用しての教育効果を総合的に高める方策を検討する必要がある。

平成14年度は、弱視児にとって見やすい提示方法について調査し、理科・社会の一部を拡大教科書として作成し、それを盲学校等の現場で実際に使用し、拡大教科書としての使用効果および作成上の課題について調査した。

平成15年度は、盲学校の小学部および中学部で使用されている理科・社会について拡大教科書を作成すると同時に、それらの教科書の電子化についての方法を検討する。

(研究全体の概要)

本研究では以下の3つの観点を中核にすえ、先行研究を踏まえつつ、時代に即応した教材の開発及び支

援方法の開発を行う。

(1) 認知しやすい拡大教材の条件の検討

これまで作成されてきた拡大教材を調査し、弱視児の視機能に応じた認知しやすい拡大教材の条件について検討する。

(2) 拡大教材の制作に関するマニュアルの作成

上記(1)で検討・整理した拡大教材の条件を踏まえて、近年の情報技術を取り入れた制作方法の検討及び教育現場で実際的に使用する際の観点からの拡大教材の開発・制作に関するマニュアルの条件について検討する。

(3) 拡大教材を含めた視覚補助教材・教具等の有効な活用法

拡大教材を含めた視覚補助教材・教具等の有効な活用と、教育効果を高めるような環境整備について検討する。

6) 盲・聾・養護学校における新学習指導要領のもとでの教育活動に関する実際的研究

－自立活動を中心に－

(研究の趣旨及び目的)

盲学校、聾学校および養護学校の学習指導要領の改訂により、従来の「養護・訓練」が新たに「自立活動」に改められ、その自立活動の指導に当たって個別の指導計画を作成することが求められている。自立活動は、個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服するための教育活動であり、この領域をどのように指導していくかは、教育現場での実践を通じての検討が急務の課題であると考えられる。

自立活動の指導を行うに当たって、各学校では、これまでの養護・訓練における指導で積み上げられた蓄積を生かしつつ、指導計画に基づいたさらにより広い観点からの創意工夫ある指導のあり方を、具体的に探っていく必要がある。

本研究では、新学習指導要領の大きな改善事項である自立活動に焦点を当て、総合的に「生きる力を育む」教育活動に関する実際的な検討を行う。

(研究全体の概要)

本プロジェクト研究は、昨年度まで次のような研究活動を進めてきた。

1 自立活動の指導に関する実態調査の実施と報告

(1) 各学校において、自立活動を実際にどのように取り扱おうとしているか、担当する教員の専門性をどのように捉えてどのように配置していこうとしているか、現状を調査し、実情を把握した。

(2) 現在取り組みを進めている研究協力校等における自立活動に係る教育課程編成及び教育活動の展開に関する状況を学会に発表し、報告書を通して報告した。

2 子どもの実態に即した自立活動の指導に関する実践事例研究の実施

・研究協力校等における実践事例に基づき、自立活動の指導計画および個別の指導計画の作成、自立活動の指導のあり方を検討した。

今年度は4年目であり、昨年度までの研究実績に基づいて、さらに次の事項により研究を継続し、最終

年として研究のまとめを行い、最終報告書を作成する。

3 個に応じた教育活動の展開に関する学校システムの研究

- ・個に応じた指導を充実させるため教員の創意工夫を生かす学校システムを検討する。

4 特殊教育諸学校の今後のあり方に関する研究

- ・現在取組を進めている先進的な自立活動の指導に基づいて、その専門性を生かした今後の盲・聾・養護学校のあり方について考察する。

7) マルチメディアを用いた特殊教育に関する総合的情報システムの研究開発

(研究の趣旨及び目的)

近年の情報技術の発展に伴い、「マルチメディア」と呼ばれる新しい技術が急速に普及するようになってきた。この「マルチメディア」は、教育において新たな可能性をもたらすものとして期待されており、特殊教育においても障害のある児童生徒の学習及び指導に新たな可能性をもたらすものと考えられる。本研究では、この「マルチメディア」と呼ばれる新しい技術をどのように活用すれば、障害のある子どもにとって有益なものにすることができるかということについて検討を行うことを目的としている。

(研究全体の概要)

本研究では、次の3つの研究課題に沿って研究を行う。

1) 障害のある子どものマルチメディア利用環境の改善に関する検討

障害のある子どもがインターネット及びマルチメディア教材を利用する場合の入出力を含む利用環境の改善に関する検討を行う。

2) 特殊教育におけるテレビ会議システムの利用に関する検討

国立特殊教育総合研究所、特殊教育センター、特殊教育諸学校、特殊学級等の中で、テレビ会議システムを利用し、教育的相談における利用の可能性と配慮すべき課題について検討する。

3) 特殊教育における教育用コンテンツ（ビデオ・オン・デマンドシステムを含む。）の利用に関する検討

教育用コンテンツ（ビデオ・オン・デマンドシステムを含む。）の特殊教育における利用の可能性と配慮すべき課題について検討する。

(2) 一般研究

研究部等	研究課題	研究期間
総合政策情報センター	1) Webを利用した効果的な情報発信についての調査研究	14～15年度
視覚障害教育研究部	2) センターの機能を踏まえた盲学校及び弱視学級等における情報システムや地域ネットワーク活用による情報収集・提供の在り方及び教育支援計画策定に関する研究	15～17年度
聴覚・言語障害教育研究部	3) 聴覚障害児の障害認識と社会参加に関する研究 －様々な連携と評価を中心に－	13～15年度
	4) 聴覚障害乳幼児に対する早期からの教育的支援	15～17年度
	5) 「ことばの教室」における早期教育相談と保護者支援	13～15年度
	6) 子どもと教師のコミュニケーション関係の構築に関する研究 －ことばの教室担当者と周囲他者との関係に視点をあてて－	14～16年度
知的障害教育研究部	7) 知的障害のある子どもの担任教師と関係者との協力関係推進に関する研究－個別の指導計画の作成に焦点をあてて－	14～15年度
	8) 知的障害養護学校における職業教育と就労支援に関する研究	12～15年度
	9) 軽度知的障害学生に対する高等教育機関等における支援体制に関する研究	14～16年度
肢体不自由教育研究部	10) 運動に障害のある子どもの教育支援の充実と体系化に関する研究 －「開かれた学校づくり」と授業研究に焦点をあてて－	14～16年度
	11) 運動に障害のある子どもへの馬の特性を活用した指導及び評価の方法に関する研究	14～16年度
	12) 運動に障害のある子どもの意思表示支援に関する研究	14～16年度
病弱教育研究部	13) 学習障害の判断に必要となる心理教育的アセスメントに関する研究	13～15年度
	14) 慢性疾患児の自己管理に関する研究 －自立活動における評価開発に視点をあてて－	13～15年度
	15) ターミナル期における教育と心理的対応に関する研究 －子どもとともに在る教育を目指して－	14～17年度
情緒障害教育研究部	16) 注意欠陥／多動性障害（ADHD）児の評価方法に関する研究	13～15年度
	17) 自閉症児の早期教育相談に関する研究	13～15年度
重複障害教育研究部	18) 視覚聴覚二重障害教育における教師の専門性に関する研究	13～15年度
	19) 重複障害児の感覚機能の評価と、評価に基づく指導内容に関する研究	14～16年度
	20) 感覚障害と知的障害のある重複障害児の概念形成の機序に関する研究	14～16年度
	21) 肢体不自由を主とする重複障害児の環境との相互作用に関する実際的研究	14～15年度
情報教育研究部	22) 特別な教育的ニーズのある児童生徒のためのICTを活用した教材・教具の開発と普及	15～18年度
	23) 高度情報化社会における障害のある子どもの情報活用能力を育成する教育内容・方法に関する研究	13～15年度
分室	24) 自閉的傾向のある児童の社会性の発達と教育的支援に関する研究	12～15年度
	25) 高機能自閉症児等への教育的支援 －自閉症教育の充実に関する効果的な研修の在り方について－	14～15年度

● 研究の概要

総合政策情報センター

1) Web を利用した効果的な情報発信についての調査研究

(研究の趣旨及び目的)

近年、インターネット技術、中でも WWW (World Wide Web) を用いた技術は新しい情報発信の手段として急速に発展しつつある。教育機関の多くが WWW を通しての情報発信を行っており、WWW の重要性は増大しているといえることができる。これまで WWW で情報発信をしようとする様々な困難が存在し、専門家の力に頼らざるを得ないことが多かった。しかし、ブロードバンドと呼ばれる高速通信網などの技術面における急速な進歩によって、比較的低価格で誰にでも手軽に情報発信が可能な環境が整いつつあり、個人による有用な情報の発信も急増している。また、特定分野の情報を重点的に提供するポータルサイトの構築およびその利用もさかんに実施されている。このような状況において国立特殊教育総合研究所も効果的な情報発信を行うことが求められている。

本研究課題では国立特殊教育総合研究所において効果的な情報発信を行うための方法について、内容面、構造面での提案を行うことを目的とする。そのために、研究協力者の協力のもとに全国の諸機関が公開している WWW 文書の内容や構造の現状を調査・整理し、課題を明確にする。

(研究全体の概要)

全国の諸機関及び教育系大学が公開している WWW 文書を調査し、比較・分析を行う。本調査では主に次の項目について調査を行う。

- ① WWW サイトの構造
- ② 実施している研究・教育の内容
- ③ 公開しているデータベースの種類
- ④ 紀要や論文等のデジタル化への取り組み具合
- ⑤ 関連情報へのリンク
- ⑥ 障害者等への配慮

次に、これらの調査結果を基にして、本研究所の WWW ページについて検討を行い、不足していると考えられる内容や、改善されるべき問題点について整理・明確化する。また、明確になった問題点を改善してモデルとなるような Web サイトを研究用の WWW サーバ上に試験的に構築し、評価を試みる。

視覚障害教育研究部

2) センターの機能を踏まえた盲学校及び弱視学級等における情報システムや地域ネットワーク活用による情報収集・提供の在り方及び教育支援計画策定に関する研究

(研究の趣旨及び目的)

「特殊教育」の変革が進められている状況の中で、視覚障害教育においては、盲学校や弱視学級等の在籍児童生徒一人一人の特別な教育的ニーズに対応し、かつ一貫した教育支援計画に基づいたより専門的な指導の必要性が強く認識されている。また盲学校においては視覚障害教育にかかわる地域のセンターとし

での役割を果たす事が強く求められてきている。

しかし、視覚障害児童生徒の数は減少の傾向をたどっており、とくに義務教育段階においては、児童生徒の減少および障害の重度重複化の傾向が強まっており、一つの学校や学級内で、視覚障害児童生徒の教育についての指導法や内容を継続的に継承しにくくなっているところも少なくない。このような状況において、これまで培われてきた視覚障害教育のノウハウをきちんと継承し、発展させ、視覚に障害のある幼児児童生徒および保護者のニーズに適切に応えていくためには、盲学校間の相互協力や地域資源とのネットワークづくりが大変重要になってくる。

そこで、今次の一般研究においては、本研究所のホームページや「盲学校点字情報ネットワーク」を利用した全国の盲学校や弱視学級等が視覚障害教育に関する情報の共有のためのシステムの構築を図るとともに教育支援計画策定にかかわる地域の関連機関等の連携のあり方やネットワーク構築について実践的な研究を進めていきたい。

(研究全体の概要)

本研究の目的を達成するために、以下の具体的な課題を設定して研究を進める。

1) 視覚障害児童生徒のための教材・教具および相談に関する情報の整備に関する研究

これまでの本研究部の一般研究や科学研究費補助金による研究の成果を活用して教材・教具などの作成・活用に関するガイドラインや教育相談への対応の在り方を整備し、それらの内容を本研究所のホームページを利用して普及を促進するための方策について検討する。

2) 視覚障害児童・生徒の教育に係わる情報収集と共有についての体制づくりに関する研究

「盲学校点字(視覚障害教育)情報ネットワーク」の有効活用を前提として、全国の盲学校・弱視学級と協力し、データを提供しあう事によって視覚障害教育関連情報に関するデータベースを構築する。視覚障害にかかわる学校、学級、保護者その他関係者への情報の提供や支援に関連して蓄積したデータを活用するための体制作りについて検討する。

3) 視覚障害児童・生徒の教育支援計画策定および支援のあり方に関する研究

盲学校および弱視学級等を核として視覚障害児童・生徒の個に応じた教育支援計画を策定し、一貫した指導・支援体制のあり方を提案するために地域の医療・福祉等関連機関との連携のあり方やネットワーク構築について検討する。具体的には、基盤が整っている神奈川県を中心的なケースとして試行的な研究を行う。

聴覚・言語障害教育研究部

3) 聴覚障害児の障害認識と社会参加に関する研究—様々な連携と評価を中心に—

(研究の趣旨及び目的)

近年の聴覚障害児教育においては、障害の改善への取り組みにとどまらず、障害と共に生きることを基本にした様々な取り組みが展開されている。平成10年度から12年度の聾教育研究室の一般研究では、自立活動を中心とした教育活動の中で、聴覚障害児の自己理解や仲間や家族そして社会への帰属意識がどのように育成されるかを様々な角度から検討した。これらの結果から聴覚障害児の障害認識への取り組みは、個々の学部や学校のみでの取り組みではなく、様々な組織や機関との連携のもとで築かれることが重要性で

あると再認識された。また、障害認識や社会参加については様々な視点を複合した評価の継続が必要なことも確認された。したがって本研究では12年度までの研究を引き継ぎ、かつ発展させる意味で多様な連携と評価のあり方の検討を行う。

(研究全体の概要)

本研究テーマ初年度(平成13年度)に実施した「聴覚障害児の障害認識に関する調査」(全国聾学校対象)により、障害認識に対する学部間の対応の違いや、評価の困難性などが確認された。それに基づき平成14年度は実践研究を進めるとともに、認識論やカウンセリングの専門家を招き障害認識に関する本質的な議論を行ってきた。平成15年度はまとめの年度として以下の研究活動を計画する。

- ① 平成13年度の全国調査結果を補完し、さらに深めるインタビューや調査などの資料収集を進める。
- ② 各研究協力者の実践テーマを相互に関連させて、学部間、家庭と学校、医療・福祉・教育等の連携に広げた調査資料を収集し、モデルプログラムの試作を目指す。
- ③ 障害認識に関連する様々な活動の適切な評価をモデルプログラムに反映させる。
- ④ 上記①～③の研究結果を報告書としてまとめる。結果については報告書のみにとどまらず、様々な方法で公開を目指す。

4) 聴覚障害乳幼児に対する早期からの教育的支援

(研究の趣旨及び目的)

厚生省(現 厚生労働省)が平成12年(2000年)10月1日に試行した「新生児聴覚検査事業実施要領」により出生と同時に聴覚検査が可能となってきた。そのため、1歳未満で聾学校の乳幼児教育相談や当研究所の教育相談センターを訪れるケースが見られるようになった。しかしながら、聴覚障害のある乳児に対する相談を行っていく中で、乳児期における聴覚の評価方法が多種多様で、聴力レベル(閾値)の確定が難しいこと、乳児期の聴覚の発達から見た補聴器のフィッティングのタイミングの難しさ、そして我が子が聴覚障害であることについての保護者の不安に対する支援など様々な問題が生じてくる。

本研究では、聴覚の評価、補聴器のフィッティングの聴覚的支援、運動及び行動面を含めた全体の発達の支援及び保護者からの相談に関わる保護者支援について検討を行うことを目的とする。

(研究全体の概要)

本研究においては、以下のような手順で進める。

- 聾学校の乳幼児相談(3歳未満児対象)及び難聴幼児通園施設における新生児聴力検査によって聴覚障害と診断された乳児を対象とした教育相談業務の中の事例の収集を行う。
- これらの事例を通じて、聴覚の評価及び補聴器のフィッティングを含めた聴覚的支援の経過、運動面、行動面を含めた全体の発達の支援、保護者からの相談を含めた保護者支援について研究協力者間で協議を行いながら、検討を行う。
- これらの検討を受けて、聾学校及び難聴幼児通園施設における教育面での早期からの支援についてのプログラムの構築を行う。併せて、このプログラムに続く聾学校幼稚部、さらには通常の学校における通級指導教室へのアプローチについての検討を行う。

5) 「ことばの教室」における早期教育相談と保護者支援

(研究の趣旨及び目的)

「特殊教育の改善・充実に関する調査協力者会議」(第一次)の報告では、通級指導教室に対して地域における早期からの教育相談を担当する役割を期待している。当研究室では、平成10年度から3年間にわたり「早期からの教育におけることばの教室の役割」というテーマで研究を進めてきた。この研究の成果として、「ことばの教室」(言語障害学級、通級指導教室)では多くの教室が幼児の対応をしていること、保護者はことばの教室に子どもの障害だけにとらわれない相談の場を求めていることなどが明らかになった。

特に乳幼児期においては、保護者を支える視点が大切であり、担当する教員の教育的援助のあり方には、学童期のそれとは異なるものがあると思われる。そのため、本研究では、早期教育相談における事例研究の分析・検討を行い、ことばの教室における早期教育相談と保護者支援の在り方を明らかにする。

(研究全体の概要)

上記の研究課題解決のために、以下のように早期教育相談の事例等を収集し研究を進める。

- ① ことばの教室において早期教育相談の対応がどのように行われているのかについて、先進的な実践を行っている教室を訪問し、その実状を調査する。
- ② ことばの教室における早期教育相談の事例について、研究協力者の協力を得て、情報を収集する。
- ③ 早期教育相談の実際について、地域の関係機関との連携や特殊教育諸学校との交流等の情報を収集する。
- ④ 上記、①～③を分析・検討することによって、ことばの教室における早期教育相談と保護者支援のあり方を明らかにする。

平成15年度は本研究の最終年度にあたる。年2回の研究協議会や研究協力機関への訪問、ことばの教室における早期教育相談事例など、これまでに収集した情報や事例を踏まえて、早期教育相談や保護者支援のあり方を検討し、報告書を作成する。

6) 子どもと教師のコミュニケーション関係の構築に関する研究

—ことばの教室担当者と周囲他者との関係に視点をおいて—

(研究の趣旨及び目的)

当研究室におけるこれまでの研究では、コミュニケーション障害を子どもと周囲との関係の障害として捉え、特に子どもと教師の二者関係を取り上げ、コミュニケーション障害が生じる構造及びそれへの支援について整理してきた。具体的には教師にとって通じにくいと感じられる言語障害のある子どもとの関係を研究対象とし、通じにくい関係が生じる要因やその改善に向けての方策の整理を進めてきた。この中で、子どもと教師のコミュニケーション関係の構築に関するより実際的な知見を蓄積するためには、子どもと教師の関係を、それを取り巻く周囲の人・物・事象との関係の中で検討することが必要であることが明らかとなった。

そこで本研究は、子どもと教師を取り巻く周囲他者、特に子どもと教師(ことばの教室担当者)の二者間を取り巻く、教師と保護者及び在籍学級担任との関係に焦点を当て、それらがどのように子どもと教師

の関係に絡んでいるのかを検討し、コミュニケーション障害の改善及びコミュニケーション関係の構築に関する支援のありようを考察・整理することを目的とする。

(研究全体の概要)

ことばの教室担当者は、基本的には言語障害のある子どもへの支援に携わっている。子どもの言語やコミュニケーションを支えるためには、子どもと通じ合える、共感でき得る関係を築いていくことが必要であるが、それを阻む要因をこれまで教師の実践記録及び内省記録をもとに検討し、通じ合える関係を築いていくためのいくつかの方策を検討してきた。

本研究では、上述の趣旨及び目的に鑑み、教師の子どもに対する実践記録、内省記録に加えて、保護者や在籍学級担任に対する教師の内面に関する資料を収集し、教師と保護者や在籍学級担任との関係が、子どもと教師のコミュニケーション関係にいかに関わり合っているのかを検討する。その際、保護者や在籍学級担任側の思いも可能な限り収集し検討材料とする。これらの検討をもとに、子どもと教師がコミュニケーション障害を改善し、かつ、より深いコミュニケーション関係を築いていくための具体的な実践の視点を明らかにする。資料収集やその検討に際しては、ことばの教室及び教室担当者に研究協力を依頼し実施するものである。

平成15年度は、前年度の研究協議会での議論を踏まえ、教師と保護者や在籍学級担任との関係が、子どもと教師のコミュニケーション関係にどのような影響を与えるかについての資料収集及び分析・検討を行い、成果をまとめる予定である。

知的障害教育研究部

7) 知的障害のある子どもの担任教師と関係者との協力関係推進に関する研究

— 個別の指導計画の作成に焦点をあてて —

(研究の趣旨及び目的)

知的障害のある子どもの担任教師は、指導の最適化を図るために多様な情報、多様なアイデアを収集し実際の指導に生かすことが望まれる。個別の指導計画の作成のためには、担任教師と他の関係者等が協力して、実態把握による情報や指導によって得られた実践的情報を整理・統合し、指導内容・方法等を共に考え、深めていくための会議システムの検討が必要である。本研究では、担任教師と他の関係者等が協力していくための具体的な方法を明らかにすることを目的とする。

(研究全体の概要)

本研究は、二年計画とし、一年目は、課題解決型のグループワーク、ワークショップの方法論に関する先行研究の調査、アメリカの個別教育計画・我が国の個別の指導計画の作成において使用されているグループワークの方法論の分析及びグループワーク、ワークショップの方法論を応用した個別の指導計画の作成のシミュレーションを実施する。二年目は、開発したプログラムを研究協力校において実施し検討する。

8) 知的障害養護学校における職業教育と就労支援に関する研究

(研究の趣旨及び目的)

平成8年に総務庁が行った「障害者の雇用・就業に関する行政監察結果に基づく勧告」では、知的障害

養護学校における職業教育の充実を図るために、①高等部の職業学科の設置についてより実践的な研究を進めること、②高等部普通科の作業学習に最近の就職動向にも対応した種目を選択・導入すること、また、現場実習及び進路指導の効果を高めるために、③学校と職業安定機関及び地域障害者職業センターとの組織的な連携を確保するための仕組みを確立すること、が求められている。また、新学習指導要領（平成11年文部省）では、知的障害養護学校高等部に「情報」及び「流通・サービス」が選択教科として新設され、職業教育を充実することが求められている。

本研究は、このような職業教育と就労支援に関する時代的要請に応えるための基礎資料を得ることを目的とする。具体的には、以下の3点を目的とする。第1に、職業学科及びコース制を設けている知的障害養護学校高等部（平成12年4月現在、52校）を対象に、実態と課題を把握する。第2に、ジョブ・コーチ制を採用した現場実習の実態と今後の可能性について検討する。第3に、労働・福祉機関、親の会などと連携した就労支援ネットワークの構築について、昨年度までの研究に引き続き資料収集し、モデル化のための分析を行う。

（研究全体の概要）

研究は4年計画とし、1年目は全体の研究計画の立案及び計画実施に必要な文献・資料の収集、研究協力校、関係機関との協議・調整に充てる。2～3年目には、職業学科とコース制に関する調査と現場実習に関する調査を並行して行い、4年目にこれらの調査からの知見をまとめる。第3の目的については、1年目から神奈川県ネットワークを対象に分析を進め、さらに大阪府や秋田県などの事例を加えて、最終的に支援ネットワーク構築のモデル化を試みる。

9) 軽度知的障害学生に対する高等教育機関等における支援体制に関する研究

（研究の趣旨及び目的）

本研究は、主として高等教育機関における、知的障害又は学習障害等のある学生に対して、その学習困難の状態や実際の支援内容・方法を調査し、その状況を明らかにするとともに、適切な支援内容・方法のあり方について検討することを目的とする。

なお、本研究は、これまでの「知的障害児等の生活の質を高める指導に関する研究」を主題とする一連の研究成果を踏まえて設定するもので、本研究と同様の研究は非常に少ない。

（研究全体の概要）

軽度知的障害等のある学生等の支援状況を検討するために、文献研究とともに、大学や短期大学等を対象に調査を行い、支援内容・方法のあり方について検討する。

平成14年度は、研究会等において、関連する研究者との情報交換を行い、海外における支援の実態について情報収集した。研究協力機関を訪問調査し、大学での課題について協議し、ハンドブックの案を作成した。

平成15年度、16年度は、学習障害等の親の会及び大学の学生相談センター等に調査を実施し、支援の取組について検討し、ハンドブックをまとめる。さらに、調査をもとにして、個人事例研究と大学等事例研究を実施し、研究全体の報告書をまとめる。

肢体不自由教育研究部

10) 運動に障害のある子どもの教育支援の充実と体系化に関する研究

－「開かれた学校づくり」と授業研究に焦点をあてて－

(研究の趣旨及び目的)

平成 11 年度から平成 13 年度の 3 年間、一般研究として(1)「運動に障害のある子どもの教育における指導とその評価に関する研究」及び、(2)「運動に障害のある子どもの教育における地域と学校とのネットワークに関する研究－保護者のニーズと地域の教育機能の検討に焦点をあてて－」に取り組んだ。

(1)では、研究協力機関の養護学校内で行われる、指導の充実を目的とした授業研究を共同で行うとともに、その方法論の検討を行った。その結果、日々行われている指導や子どもの変化について教員間や他の人々と振り返るといふこと自体が必ずしも十分に行われていないこと、指導の質や子どもの見方を高めていく観点と授業研究法が確立していないことが課題であることがわかった。

(2)では、学校と地域にある他の社会資源との交流を図る方途を探ることを目的に、学齢期にある障害のある子どもの保護者からニーズの把握とこれに対応するための方策について検討した。その結果、保護者は子どもの教育や日常の暮らしについて様々な支援ニーズをもちながら、それらを必ずしも学校には提示しておらず、学校間とのコミュニケーションが十分ではないと感じている保護者が少なくないこと、またこういった実態にあること自体について教員の認識も十分ではない傾向にあることも示唆された。

今後学校はこれら(1)(2)二つの側面について、同時に関連させながら教育活動の充実を図っていく必要があるが、具体策については今後の大きな課題であることが明らかとなった。

本研究では、以上の成果と課題をもとに「総合学校」や「養護学校のセンター的な機能」また「小・中学校における指導」の実際的な検討も視野にいれ、運動に障害のある子どもに対する開かれた学校づくりとそのなかで行われる授業研究の在り方と方法について検討する。

(研究全体の概要)

肢体不自由養護学校、運動に障害のある児童生徒が在籍する知的障害養護学校等を研究協力機関に依頼し、そこでの「開かれた学校づくり」の展開と、指導の質と子どもの見方を高めていくための授業研究の在り方と方法について研究部研究員が参加してともに検討を進める。また、福祉領域をはじめ他の社会資源と養護学校との連携の実際について研究協力機関に関し具体的な事例を収集して、現状と課題とについて検討を行う。

11) 運動に障害のある子どもへの馬の特性を活用した指導及び評価の方法に関する研究

(研究の趣旨及び目的)

平成 11 年度から 13 年度にかけて「障害をもつ子どもへの馬の特性を利用した指導に関する研究－自立に向けた心身一元的な指導に焦点をあてて－」を課題に研究を行った。このなかでは、現在内外で注目を集めている、「馬の特性を活用した運動に障害のある子どもたちへの指導」の特徴と方法、及び養護学校において実施する際の可能性及び課題について、研究所での実践的研究、研究協力機関である養護学校における実践を通じて検討した。

その結果、①身体機能面の改善・開発に対し寄与する側面、②子どもの自発的な活動を引き出したリ情

緒的な安定に寄与する側面、さらにこれらを統合的に取り扱うことができる素材としての特徴のあることがわかった。これらは、「自立活動」、「作業学習」また「総合的な学習の時間」における方法あるいは素材として非常に有効な素材であることが確かめられた。さらに、実際に実施した養護学校等からは継続的な実施の必要性と希望が教員から多く聞かれた。

他方これと関連して、盲・聾・養護学校の教育における動物とのふれあいに関する実態及びこのなかでの馬との触れ合いの実態について悉皆調査を行った。この結果、6割を越える学校が動物との触れ合いを教育活動として行っていること、また馬という大型動物の障害のある子どもの教育利用に関する社会的認知度は高く、4校に1校が様々な機会に馬との触れ合いを指導に生かしている学校の多いということがわかっていてる。

これらの研究・調査から、運動に障害のある子どもの教育における馬という素材の有効性について実践的な観点から注目されているが、方法の体系化や評価についてはまだ開発されておらず、課題となっていることがわかった。

以上のことから、馬という素材を用いた指導の方法論と評価法について、実際の活動に即しながら体系化を検討する。

(研究全体の概要)

平成13年度までの研究の成果を踏まえながら、研究所及び研究協力機関における実践の検討を通じて引き続き教育素材としての馬の特性を利用した指導の方法論及び評価方法を検討する。特に指導のねらいと評価の方法についての検討を行う。

教育課程における位置づけとしては、当面「自立活動」、「作業学習」、「総合的な学習の時間」を考慮して検討する。なお、研究の推進は、平成13年度までの成果の普及を実施しつつ行う。

12) 運動に障害のある子どもの意思表示支援に関する研究

(研究の趣旨及び目的)

運動に障害のある子どもの日常生活や自立において最も大きな困難は、他者に理解できるような意思表示の手段をもつことが難しいという点である。従前ではこの困難に対して、運動・動作の自由度を広げることによる意思表示手段獲得を目的とした段階的な指導、支援機器を活用した意思表示の実現などが学校で工夫されてきた。他方、近年では、身体への接触を通じて自力での意思表示を支援する方法であるSTA (Soft Touching Assistance) などが新しい方法として本研究所を中心に研究されているが、まだ課題は残されている。

本研究では、上記の方法等を踏まえながら、特に重度の運動に障害がある子どもの意思表示に関する評価とこれらの支援内容・方法やそのための基本的な対応活動の一般化に向けて、実際的な検討を行う。

(研究全体の概要)

上記意思表示の支援方法の一つであるSTAを中核としながら、運動に障害のある子どもに対して、意思表示という観点から教育的課題を取りあげ、その評価と教育的支援のあり方を実践を通して探っていく。

現在、STAを授業で行っている学校における事例、ならびに本研究所における教育相談事例等からの知見を研究協力者、研究分担者とともに多角的に検討する。これらの検討結果を基に、特に重度の運動に

障害がある子どもの意思表示を促進する教育的内容・方法ならびに意思の理解（指導者側）に向けての新たな方策を開発する。

病弱教育研究部

13) 学習障害の判断に必要な心理教育的アセスメントに関する研究

（研究の趣旨及び目的）

学習障害が公教育の中で正面から取り上げられるようになったが、現在のところ、障害の判断および指導に必要な、普遍的な心理教育的な評価方法は見当たらない。本研究では、学習障害の疑いのある児童生徒に対して、その後の教育的指導につながる判断を可能にするような心理教育的アセスメントの作成を目指す。

（研究全体の概要）

従来、学習障害については教育、心理、医療の領域で、ある共通性を持ちながらも、それぞれの専門家がそれぞれの手法を用いて障害あるいは問題の評価、診断を試みてきた節がある。また、平成11年7月に公表された「学習障害児に対する指導について」の中で評価と判断の具体的な方法は提示されていない。従って、ここ数年の間により多くの関係者が了解し、共通して用いるようなアセスメントの在り方を検討し、確立していくことが急務である。ここでは既存の手法の活用と新たな手法の開発を含めて、心理教育的アセスメントを研究する。

14) 慢性疾患児の自己管理に関する研究－自立活動における評価開発に視点をおいて－

（研究の趣旨及び目的）

慢性疾患児の病気への対処行動や自己管理の実態を調査し、彼らの自己管理支援の在り方について探り、それらをもとに自立活動の指導法、評価方法について考察することを目的とする。

（研究全体の概要）

慢性疾患児における自立活動の指導の評価を、教師が評価する（外的基準）と児童生徒が評価する（内的基準）、そして指導内容を事前に準備しておく構造化、事前に準備しない非構造化の2次元に構造化し引き続き検討し、指導法についても考察する。特に、内的基準による評価に関して、尺度の開発（主観的健康統制感、「逆戻り過程」における帰属特性に関する尺度）や児童生徒の作文等の自己評価の分類に視点をおき、形成的評価が次の授業に生かされるような工夫を検討する。

慢性疾患児の自己管理を支援していくために、彼らの自己効力感と主観的健康統制感との関連や疾病に対する対処行動、ソーシャルサポートとストレス反応等を調査・評価し、病状変動との関連、実際の自己管理との関連を検討し、身体的・心理的・社会的な健康の維持・増進について考察する。この過程において、慢性疾患児用の自己効力感尺度や主観的健康統制感尺度を開発・適用したい。また、「逆戻り防止」に関する内容について健康状態を維持していくための生活習慣の維持と逆戻り防止との関係を自己効力感や帰属理論の枠組みから発達段階を踏まえ検討する。

以上の観点から、文献研究や協力者を通しての情報収集、分析を行うと共に、自立活動における評価の現状と開発の視点を整理分析する。

15) ターミナル期における教育と心理的対応に関する研究—子どもとともに在る教育を目指して—

(研究の趣旨及び目的)

わが国の小児がん医療は目覚ましい進歩を遂げており、近年ではおよそ70%の患児が治癒する時代となってきた。しかし、30%の子どもは先端医療の甲斐なく、亡くなっているのが現実である。

一方、進行性筋ジストロフィー、重症腎疾患など、依然として死を避けられない病を患う子どもたちもいる。

これらの重篤な疾患の子ども、あるいは生の終末期（ターミナル）にある子どもに対して、教育は何を考え、実際に何をすべきなのかは、これまでの病弱教育の中では体系的には取り組まれてこなかった。この背景には「ターミナルケア」なる用語がわが国で理解され、その実践が行われるようになってまだ日が浅いこと、ターミナルケアは前提に病気の告知の問題が含まれており、現在のところ成人を対象とした実践が中心であること、そしてこれは本来医療・福祉関係者が柱となって行うことなど、いくつもの要因が存在する。しかし、医療、福祉、心理、教育、保育、および法律など、多面的・総合的な支援を目指したトータルケアが子どもに対しても必要であるという視点から、子どもの「ターミナルケア」を理解し、関係者がそれぞれの専門性をいかして取り組むことは不可避である。これは、時代と内外の動向から、まさに今、取り組むべき重要な課題と考える。

(研究全体の概要)

病弱養護学校および院内学級に在籍している小児がんなどの重篤な疾患を患う子ども、あるいはターミナル期にある子どもに対して教育がなすべきこと、教育こそがなせることは何かを探り、その実践を行う道筋を検討する。そのためにはまず、これらの子どもの身体的・心理的過程を探ると同時に、その時を共有する教師が直面する課題を明らかにし、教師に求められる知識、資質等を把握した上で、その習得を支援していくことが必要である。

情緒障害教育研究部

16) 注意欠陥／多動性障害（ADHD）児の評価方法に関する研究

(研究の趣旨及び目的)

近年、通常の学級に在籍する注意欠陥／多動性障害（ADHD）児への対応が注目されており、教育的支援の必要性に関心が高まっている。ADHD児は主として通常の学級に在籍している場合が多いが、通常の学級担任の認識についてはまだ十分なものとは言えない現状にある。ADHDの評価方法に関してはADHD-RS等をはじめとする幾つかの標準化された内容のものがあるが、通常の学級担任でも簡易に利用でき、教育的支援と結び付けられる尺度は未だ見られない。本研究では、ADHD児を実際に担当する通常の学級の教師や通級指導担当者が簡易に評価でき、その実態から教育的支援へと結び付けることのできる評価方法を検討することを目的とする。

(研究全体の概要)

注意欠陥／多動性障害（ADHD）に関する研究は医学を中心として発展してきた経緯もあり、ADHDの評価に関してはアメリカ精神医学会による精神疾患の診断統計マニュアル（DSM-IV）や世界保健機構（ICD-10）の診断基準などが広く用いられている。しかし、これらの診断基準は用語を含めて、学校教育

現場には浸透しにくい面もある。また、ADHD 児の多くが在籍すると考えられる通常の学級の教師には、ADHD 児に関する知識や理解が全体的に不足している面もあると考えられる。本研究部では、通常の学級に在籍する ADHD 児を念頭に入れ、学校教育現場で評定しやすい評価方法について検討していくこととした。これらの研究は、単に評価法として独立したものではなく、通常の学級に在籍する ADHD 児に対する教育方法や教育内容にもつなげられるものとして検討していきたいと考える。

初年度は ADHD に関連する内外の文献や先行知見を集約し、情報収集に努めた。2 年次は、並行して実施している「通常の学級に在籍する ADHD 児に必要な特別な配慮に関する研究」と絡め、通常の学級に在籍する ADHD 児の配慮につなげられる評価内容について、教育的な視点から試案としてまとめている段階にある。また、今年度末に各研究協力機関や研究協力者に試作版（質問紙法）を実際に活用してもらい、用語や質問内容、評価尺度等を含めて、より実用性のある内容に修正していきたいと考える。最終年度は、実際に ADHD 児を担当する通常の学級の教師に、その試作版で評価してもらい、その有用性についても検証していきたいと考える。

17) 自閉症児の早期教育相談に関する研究

（研究の趣旨及び目的）

「21 世紀の特殊教育の在り方について」や「今後の特別支援教育の在り方について（中間報告）」の報告書において、障害のある子ども一人一人のニーズに応じた教育的支援を実現するために、早期からの教育相談の充実や教育、福祉、医療、労働など関連諸機関における連携の必要性が提唱されている。これを踏まえ、自閉症児の早期教育相談における課題をさぐり、それに対応するための方策を検討することを本研究の目的とする。

（研究全体の概要）

研究テーマの中にある乳幼児自閉症、早期教育、相談等キーワードに関連する研究や実践はすでにたくさんあると思われるので、国内外の文献・資料を収集し、推奨されている実践と解決すべき課題を整理する作業を継続して行っている。

また、それらの文献や資料による知見を踏まえつつ、本研究所における事例や研究協力者・機関における事例を通して、早期の自閉症児や保護者のニーズをアセスメントする方法、また、それらのニーズに応じた支援計画（個別の指導計画・個別の家族支援計画等）の立て方、さらに、関連諸機関との連携や就学後の教育との一貫性の保持を促進する方法等を総合的に検討し、早期教育相談の役割や課題について明らかにしている。

2 年次までに、文献や資料等で推奨されている協同的アセスメントを実施して、その効果を確認すると共に、いくつかの相談業務に関わる課題をつかむことができた。また、現在、アセスメントの結果を支援計画にまで発展させるプロセスを検討中である。最終年度では、支援の連携や一貫性を促進することを考慮にいたし、より効果的な支援計画を作成し、それを活用すると共に、その一連の過程における配慮点と相談の役割や課題を明らかにする。

重複障害教育研究部

18) 視覚聴覚二重障害教育における教師の専門性に関する研究

(研究の趣旨及び目的)

障害の重い子どもの教育に携わる教師の専門性は個々の子どもとの実践を積み重ねることを通して形成されるいわゆる「実践知」によって大きく支えられている。視覚聴覚二重障害の子どもの教育に関しては、障害そのものが極めて少数であることと、近年の特殊教育諸学校における担任の持ち方や指導形態のあり方もあって、担当教師が個々に教育実践を蓄積することのみならず、教師間（学校内及び学校間）においても、個々の経験を蓄積し実践知を共有することが困難な実状にある。また専門的なリソース（研修の機会や実践に役立つ具体的資料）も乏しく、専門機関からのサポートも得られにくい現状もあり、教師の専門性形成に関して極めて厳しい状況にある。

この研究では、視覚聴覚二重障害の子どもの教育に携わっている教育実践者・研究者との共同作業によって、個々の実践事例を範例として積み重ね、視覚聴覚二重障害教育における教師の専門性形成に関して実地的に研究することを目的としている。具体的には、ア) 視覚聴覚二重障害教育における教師の専門性の構造、イ) 個々の実践経験から専門的実践知を形成し共有していくための実際的方法、ウ) 専門的リソースの内容等に関して具体的に明らかにすることである。

視覚聴覚二重障害の子どもの教育は、コミュニケーションに関する次元、日常生活に関する次元、具体的な内容・領域に関わる次元、家族や学校・地域などでの社会生活に関わる次元など、重層的で多岐にわたる要因が相互に関係し合う場で取り込まれることから、この研究では以下のそれぞれの側面から資料を収集し整理する。

- 1) 対象事例との継続的な実践臨床活動
- 2) 学校コンサルテーション活動
- 3) 地域ネットワーク

(研究全体の概要)

- 1) 研究主題に関連する内外の情報収集を行い、専門的リソースの具体的な内容を明らかにする。
- 2) 対象となる子どもや家族との教育実践を進め、個別的具体的資料を収集する。
- 3) 特定の学校、施設等機関へのコンサルテーション活動を定期的に進め、教師集団における専門的な力量形成（教師間の実践知の共有化）に関する有効な介入の方法について、実践的資料を収集する。
- 4) 対象となる子どもや関係機関を核にしたローカル・ネットワーク構築のための具体的なプロジェクトを試行し実践的資料を収集する。
- 5) 収集した情報、資料を集約・整理し研究成果を取りまとめる。

19) 重複障害児の感覚機能の評価と、評価に基づく指導内容に関する研究

(研究の趣旨及び目的)

障害の重度化・重複化が進む中、感覚障害を伴う重複障害児の数が増えてきている。

例えば、京都市立呉竹養護学校（肢体不自由）においては、視覚障害を伴う重複障害児は全校生徒 182 人の 15%、聴覚障害を伴う重複障害児は 2%、視覚と聴覚の両方に障害のある重複障害児は 2%で、計

19%にのぼる。すなわちほぼ5人に一人が感覚障害を有している。

視覚と聴覚は、「コミュニケーション」と「環境の把握」における最大の窓口である。

この「窓口」を通して来る情報がどの程度、その子どもにとって機能しているのかを把握することは、子どもにわかりやすい「コミュニケーション」と「学習環境の整備と教材の工夫」を支える必須条件である。

しかし、他の障害（運動障害、知的障害、他の感覚障害等）を併せ有するため、重複障害児の感覚評価はコミュニケーションの問題から困難であり、教育現場では有効な評価方法がなく、「測定不能」と処理されていた。

- 1 視機能評価については、過去3年間の研究「重複障害児の視機能評価と教育支援についての研究」により、有効な方法を明らかにしてきた。これらの視機能評価の方法を、本研究においては、特殊教育諸学校において教員が実施できるものに改良し、さらには、その評価結果を、見え方に配慮した学習環境の整備、指導内容の開発、そしてコミュニケーション方法の選択・工夫に有機的につないでいくことを研究する。
- 2 重複障害児の聴覚機能評価については本研究から新たに取り組み、特殊教育諸学校において教員が行える評価方法の整備に向けて、本研究で開始する。

(研究全体の概要)

- ① 研究協力機関における、視覚および／あるいは聴覚障害を併せ有する児童生徒の実態とニーズの把握
- ② 重複障害児の視機能評価方法の整理
- ③ 研究協力機関における、研究者と教員による重度・重複障害児の視機能評価の実践
- ④ 評価結果に基づく、コミュニケーション方法の選択と工夫・環境の整備と指導内容の開発、の実践と検討
- ⑤ 重複障害児の聴機能評価方法の整理

初年度は、①、②、に主たる焦点をあてて基礎的な調査と整理を行った。

2年目の今年度は、③と④について協力機関において実際の取り組みを行い、成果を整理し、養護学校の教員も実施できる評価方法の整備に向かう。

また、⑤重複障害児の聴機能評価方法の整理に向けての研究協力機関での調査と整理を行う。

20) 感覚障害と知的障害のある重複障害児の概念形成の機序に関する研究

(研究の趣旨及び目的)

視覚障害と知的障害のある重複障害児の概念形成については以下のことが指摘されている。

- ① 視覚の障害のために外界の事物・事象との因果関係理解が初期の段階において特に困難であり、知的障害があるためにその期間がさらに長く続く。
- ② したがって、自己の能動的働きかけと環境との相互作用による学習の機会・経験において量・質ともに制限が生じ、これらを総合した概念的枠組みづくりに困難を持つ。

このように、障害が重複していることによる概念の枠組みづくりへの影響は、複雑な様相と困難さを有

する。このことは、聴覚障害と知的障害のある重複障害児においても同様と考えられる。その結果として、感覚障害のある知的障害児は本来持っている能力よりも低い活動や行動の状態を示し、より重度の知的障害があるととらえられやすい。また、重複障害児では子どもの示す活動のレパートリーが限られているため、どの程度 of 概念理解のレベルにあるかを把握することが難しい。

重複障害児の概念形成のプロセスを明らかにしその実態を個々に把握することは、指導計画作成や指導内容の選択、教育課程編成における基本であり、教育現場における重要な課題と考える。本研究では、視覚障害と知的障害のある重複障害児の物の永続性から比較・系列概念までの概念形成の機序について実際的に検討し、実態把握のための評価指標を試案することを目的とする。また、聴覚障害と知的障害のある重複障害児の概念形成に関する課題についても整理したい。

(研究全体の概要)

具体的には、以下の点について資料・情報を収集し、整理・分析する。

- 1 視覚障害と知的障害のある重複障害児の概念形成とその評価法に関する整理・分析
- 2 視覚障害と知的障害のある重複障害児の物の永続性から比較・系列概念に関する活動・行動に関する資料収集・分析
- 3 物の永続性から比較・系列概念発達の評価指標に関する整理・分析
- 4 重複障害児の概念形成の指導に有効な教材・教具と指導ステップに関する分析

今年度は上記の3および4を中心に研究をすすめる。

21) 肢体不自由を主とする重複障害児の環境との相互作用に関する実際研究

(研究の趣旨及び目的)

肢体不自由を主とする重複障害児は、運動の障害や健康面の障害を呈し、また視覚や聴覚など感覚の障害を併せ有する場合もある。そのため自発的な探索活動が制限され、持続して環境とかがかわることが困難となり、環境との相互作用が円滑に行われないことが多い。

しかし、障害がどんなに重度であっても、子どもは環境から自分にとって意味のある情報を主体的、選択的に探索し、検知し、その意味を確かめ、自らの行動を調整しようとしている事例研究が報告されるようになってきた。

人を含めた生活体が、環境から情報を得て行動を調整しようとする際に、いわゆる感覚だけでなく、運動を含めた全身の知覚システムによることが生態心理学の研究においても明らかになりつつある。

一方、教育現場では、従前の「養護・訓練」の影響から、感覚と運動をそれぞれ別の機能として考え、障害の状態を把握し、自立活動の指導を考える傾向が強い。この点について、学習指導要領の解説の中でも、「環境の把握」について、障害が重度・重複している場合、感覚面と運動面を一体化して総合的に把握することの必要性が述べられている。

本研究において、肢体不自由を主とする重複障害児の環境との相互作用に関する基本的考え方について、事例研究を通して実際的に明らかにし、これらの子どもたちにかかわる教師や指導員、保護者などのかかわり方や、教材教具の工夫を含めた生活環境の改善についての基本的視点を吟味することを目的とする。

(研究全体の概要)

- 1) 肢体不自由を主とする重複障害児に対する教育実践を実施する。対象児は、当研究所教育相談来談児、研究協力機関在籍児、継続的な関わりが可能と思われる数名とする。研究協力機関へは、研究分担者が定期的に訪問する。
- 2) 上記の教育実践の過程で、子どもとの係わり（子どもの環境との相互作用のあり方や援助の仕方）を記録し、吟味する。個々の子どもの環境との相互作用の状況を分析し、子どもが検知している意味のある情報を明らかにするとともに、子どもの興味・関心に応じた教材教具を工夫し、学習や生活の環境の改善点等を検討する。
- 3) 指導事例を中心にした報告書を作成し、研究成果の普及を行う。

情報教育研究部

22) 特別な教育的ニーズのある児童生徒のための ICT を活用した教材・教具の開発と普及

(研究の趣旨及び目的)

文部科学省が初等中等教育における教師の「IT 活用指導力」の育成を火急の課題と位置づけるなど、ICT（電子情報通信技術等）を活用した効果的な教育をより充実させることへの期待が高まっている。本研究は、特殊教育諸学校や通常学校における特別な教育的ニーズのある児童生徒の学習において活用されるべき、あるいは現在まで活用されている教材・教具に ICT を活用し、開発・再開発を行うと共に、新「情報教育に関する手引」において期待されている全国の特殊教育センター等を通じた支援機器等の普及方策の実現を含めて実際的な研究を推進させる。

(研究全体の概要)

教育現場のニーズに基づき国内外の大学・研究機関等との協力により ICT の導入による支援機器開発、教材等の再開発とその評価を進める。これと平行して、学校、小児療育センター、デイケアセンター、特殊教育センターと連携して普及を推進する。新たな教材や支援機器の開発は、基礎的な研究ベースではなく、実用化（商品化あるいは配布可能な実用品レベル）を視野に入れた研究開発（試作の企業委託を含む。）とする。また、新たな試みとして海外の研究者による研究レビューを受けるとともに、プロジェクト専用の Web ページを構築し、随時、教材・教具と支援機器ニーズの収集と開発機器の紹介・評価結果を公表する。

23) 高度情報化社会における障害のある子どもの情報活用能力を育成する教育内容・方法に関する研究

(研究の趣旨及び目的)

近年、インターネット等の新しい情報手段が急速に普及し、さまざまな領域で広範に利用されるようになってきた。それに伴い、これらの新しい情報手段等を利用して、日常生活におけるさまざまな場面で必要な情報を適切な仕方でも活用していく力を育てることが重要となってきている。障害のある子どもの教育においても、このような「情報を活用する力」をどのように育てていくかということが重要な課題となってきている。

しかし、情報に関する教育において、それぞれの障害の特性に応じてどのような取り組みが必要である

かということ、まだ十分に整理されているとはいえない。また、特殊教育諸学校等の小学部、中学部、高等部の各学部において、どのような取り組みを行うことが有効かということについても必ずしも明確になっていない。

このような認識から、本研究では、障害のある子どもの情報に関する教育の進め方について、研究協力機関の協力のもとに、その現状と課題を整理し、今後の取り組みの方向性を明確にすることを目的とする。

(研究全体の概要)

本研究では、研究協力機関の協力のもとに、次の事項について検討を行う。

- ① 障害の特性に応じた情報に関する教育の進め方について
- ② 小学部・中学部における情報に関する教育の内容及び方法について
- ③ 高等部における情報に関する教育の内容及び方法について
- ④ 移行教育における情報に関する教育の役割について

平成15年度は、各研究協力機関で実施する情報教育に関するモデルカリキュラムについて検討を行うとともに、3年間の取組について研究報告書を作成する予定である。

分 室

24) 自閉的傾向のある児童の社会性の発達と教育的支援に関する研究

(研究の趣旨及び目的)

自閉症教育に関するこれまでの研究や実践から、言語面や認知面の指導については、一定の成果が得られつつある。しかし、社会性の発達に関する教育的支援の在り方や方法については模索の段階にあり、社会性の基盤となる社会的認知能力の特異性(問題の本質)を解明する研究が必要とされている。平成9～11年度に実施した一般研究「自閉症児・学習障害児の社会性の発達に関する研究」の結果からも、自閉症やアスペルガー症候群などの自閉症スペクトラム障害の児童生徒に認められる社会性の発達の歪みの問題に関しては、他者の欲求や行動の意図を直観的に察知する能力の欠陥が、その基盤にある可能性が示されたが、こうした社会的認知能力の問題の本質を追究し、自閉症の障害特性に適合した教育的支援の在り方や方法について検討することが、本研究の趣旨である。

(研究全体の概要)

この研究ではまず、表情認知課題、言語音認知課題、動作課題をはじめとした多面的アプローチによって、自閉症スペクトラム障害の児童生徒の社会的認知能力の問題の本質について、言語的側面及び知覚・運動的側面から検討する。次に、これらの検討の結果を踏まえて、ゲームや体育を通じた社会性の指導、集団への馴化に関する支援をはじめ、ソーシャル・スキル・トレーニング(SST)やソーシャル・ストーリー技法など、社会性を育てることを目的とした様々な方法について、その指導過程を分析し、自閉症に特化した教育的支援の在り方を検討する。

25) 高機能自閉症児等への教育的支援－自閉症教育の充実に関する効果的な研修の在り方について－

(研究の趣旨及び目的)

平成12～13年度に実施した一般研究「通常の学級における自閉的傾向のある児童の教育に関する研究」

において、通常の学級で自閉性障害児を指導する学級担任の悩みは、①学力が低いほど学習の困難さの問題で指導に強く悩んでいること、②授業中の行動上の問題では、学力の高低に関係なく対応に苦慮していること、③生活場面では、行動上の問題で対応に苦慮していることが明らかになっている。更に、学級担任が必要としている支援は、①学習場面では、学力が低いほど個別の支援者や教材作成者が必要なこと、②行動上の問題に関しては、学力の高低に関係なく、自閉症教育の研修や、指導の手引書の必要性が明らかになっている。

そこで、この研究の残された課題、特に通常の学級担任が必要とする自閉症教育の研修に関する問題を、通常の学級に在籍する高機能自閉症児への教育的対応に焦点を当てながら検討する。具体的には、各都道府県・政令指定都市の教育センターにおいて、通常の学級担任を対象にした5年次・10年次研修や、障害児理解推進研修講座等の実態調査を実施し、自閉症教育に関する全国的な動向を調査するとともに、自閉症教育の効果的な研修の在り方を踏まえて、高機能自閉症児らへの学校教育の対応を検討していく。

（研究全体の概要）

本研究は、平成14～15年度の2年間計画であるが、平成14年の10月に文部科学省に置かれた特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議から出された「今後の特別支援教育の在り方について（中間まとめ）」を踏まえて、各都道府県に調査依頼する質問紙の内容を、自閉症教育に関する研修内容や方法だけでなく、LD（学習障害）やADHD（注意欠陥／多動性障害）等の軽度発達障害に関する研修についても拡大調査し、センター等で行われている研修の現状を把握した。また、中間まとめで記述されている「特別支援教育コーディネーター（仮称）」の養成研修に関しても、各都道府県等の教育センターにおける今後の研修計画の予定から状況を把握した。

今年度は、その実態調査の集計及び分析を行いながら、通常の学級に在籍している高機能自閉症等の児童に対する教育的な支援の在り方を、教師の研修という視点から検討していく。

(3) 国内調査研究

調 査 課 題	研究期間	担当研究部等
1) 病弱養護学校における心身症等の児童生徒の教育 －「心身症など行動障害」に括られる児童生徒の実態と教育・心理的対応－	14～15年度	病 弱 教 育 研 究 部
2) 訪問教育の実際に関する実態調査	14～15年度	重 複 障 害 教 育 研 究 部

● 調査の概要

1) 病弱養護学校における心身症等の児童生徒の教育

－「心身症など行動障害」に括られる児童生徒の実態と教育・心理的対応－

(調査の趣旨及び目的)

平成6年に通知された「病気療養児の教育について」は病気療養児の実態調査および院内学級の設置への取り組みに拍車をかけ、その成果は実績として顕われている。その中で、心身症など行動障害（平成9年までは精神・神経疾患の分類）が占める割合は年々増加の一途にあることは、地域差を認めながらも、全国的な動向として堅調である。この現状の下、病弱教育に携わる教員から、心身症、不登校、あるいは行動問題を示す児童生徒への教育的対応にいかにか苦慮しているかの声を、折に触れて聞く。

平成13年度全国病類調査（全国病弱教育研究連盟他，2001）は、小学部では6.2%、中学部では23.6%、そして高等部では24.9%の生徒が「心身症など行動障害」の診断分類を持って在籍していることが把握された。そして、この数値は過去10年漸増傾向にある。

医学的には心身症の病態とはかなり多様なものを含んでいる。従って、「心身症など行動障害」と括られる病態や状態はさらに多種多様であると考えられ、この病類の下で在籍している児童生徒の実態は正しく把握されていないのが現状である。当然ながら、それぞれの児童生徒への教育的対応や指導についても教師や学校が参考にできる指針は提示されていない。

そこで、本研究では①これらの児童生徒が抱える身体上、心理社会上、そして教育上の課題を明らかにし、②実体把握を基に、今後の教育・心理的な指導と対応についての検討を行い、その方向性を提言することを目的とする。

(研究全体の概要)

全国病弱養護学校95校、並びに病弱・身体虚弱特殊学級数のうち、かかる児童生徒が在籍すると考えられる院内学級、計およそ800学級を対象に、「心身症など行動障害」に病類の児童生徒について、その身体上、心理社会上、並びに教育上の実態、および指導・対応上の課題に関するアンケート調査を行う。また、慢性疾患あるいは肥満等の、他の病類で在籍している児童生徒のうち、心身症的病歴および不登校経験を持つ者についての実態も把握する。これらの結果をもとに、教育の中でなされる指導、および心理面での対応について検討する。

2) 訪問教育の実際に関する実態調査

(調査の趣旨及び目的)

養護学校における訪問教育は、昭和40年代から各都道府県において「訪問指導」として徐々に実施され、昭和54年養護学校教育の義務性実施に伴い、教育形態の一つとして、制度に位置づけられた。障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して、家庭、社会福祉施設、病院等に教員を派遣して教育を行っているが、訪問教育の対象となる児童生徒の障害の状態の多様性、教育環境の制約、担当教員と校内の支援体制、関係機関との連携など、訪問教育独自の課題を抱えている。

平成7年度に重複障害教育研究部は、訪問教育の創意工夫点を探り、訪問教育担当者間の情報交換を進めることを目的として「訪問教育の実際に関する調査」を実施し、報告書を作成・配布することにより、それぞれの実状や創意工夫に関する情報を共有し、訪問教育担当者のネットワークづくりを試みた。

義務教育段階の訪問教育の整備が進む中、さらに平成9年1月に特殊教育の改善充実に関する調査研究協力者会議の第一次報告において、盲・聾・養護学校高等部の拡充整備と訪問教育の実施が提言された。これを受けて、平成10年度から高等部訪問教育が試行的に実施され、平成12年度から盲・聾・養護学校高等部の新学習指導要領に訪問教育に関する取り扱いが明示されたことに伴い、完全実施されることになった。本研究の目的は、次のとおりである。

- 1) 訪問教育の実際の指導面を中心に現状と課題を把握する。
- 2) 調査報告書を全国の訪問教育実施校に配布し、訪問教育担当者相互の情報交換を図る。
- 3) 平成12年度から実施された高等部における訪問教育の実施状況並びにそれに伴う課題を把握しそれらに対応するための基礎資料を得る。

(研究全体の概要)

- 1) 調査方法：調査票を用いた郵送によるアンケート調査
- 2) 調査時期：平成15年1月調査票を発送した。
- 3) 手続きと調査内容の概略：訪問教育経験者に予備調査を実施し、その結果を基に本調査用紙を作成した。
- 4) 調査対象校は全国特殊学校校長名簿（平成14年6月現在）から訪問教育を実施している学校合計446校を抜粋した。調査対象者は各校の訪問教育担当の代表者（訪問教育部主任等）とした。

主な調査内容は、次のとおりである。

ア. 訪問教育の実施状況

対象児童生徒数及び担当教員数、教育課程、指導日数及び指導時間、指導内容、重視している指導上の留意点、訪問指導部の活動状況、校内支援体制、家庭訪問の場合のスクーリングの実施状況、施設訪問の場合の施設・病院関係者との連携状況

イ. 訪問教育実施上の課題及び工夫

訪問教育担当者間の話し合いの課題と工夫、校内教職員の理解や協力に関する課題と工夫、保護者との連携に関する課題と工夫

ウ. 高等部における訪問教育の実施に伴う問題点と具体的な対応

高等部における訪問教育の実施に伴って新たに課題となったこと、進路指導における課題と具体的な対応、高等部卒業後のフォローアップにおける課題と工夫